

令和4年度 第1回 千葉県特別支援教育研究推進会議 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和4年7月13日（水）午後1時30分から午後4時30分
- 2 場 所 千葉県教育会館 604 会議室
- 3 議 題 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の最終評価について（報告）
第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の重点項目の具体的な内容について
- 4 配付資料 資料①～⑦
- 5 出席者 委員12名、事務局6名
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 事

事務局 本会議は本県の特別支援教育推進について、研究を要する課題、及び中長期的な課題について、具体的な研究を行う会議と位置付けている。本年度は、平成29年10月に策定した第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の最終評価の報告を行うとともに、第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の重点項目における、具体的な内容について、研究していく。県立特別支援学校整備計画については、施設整備の県の計画になることから、議題とはせず、これまで通り報告事項とする。研究推進会議は、本県の特別支援教育推進に必要な研究を行うため、委員からの意見聴取または委員による意見交換の場である。

計画の期間は令和4年度から令和13年度までの10年間で第3次推進基本計画の継続期間とした上で、令和4年度から令和8年度までの5年間で前期計画、そして令和9年度から令和13年度末の5年間で後期計画と位置付けた。前期計画が終了する年度に中間評価を行い、その時点での課題や、今後の方向性等を後期計画に反映する予定である。また、年度ごとに具体的な取組の進捗状況及び目標値の達成状況について、県関係部局、関係課と連携し、進捗状況を確認していく。

本日の会議では、第2次計画の最終評価の項目、また、第3次計画の重点項目における具体的な取組内容について意見をいただきたい。

委 員 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の最終評価について事務局から報告をお願いします。

事務局 第2次推進計画の評価実績、成果と課題については、冊子の79ページから90ページに記載している。

重点的な取組Ⅰ「早期からの教育相談と支援体制の充実」の成果については、一貫した教育相談の支援体制の充実に向けた関係者、関係機関の円滑な連携を目的としたネットワークの構築、その活用と支援体制の充実のための取り組みを行った。特別支援学校はもとより、県総合教育センター特別支援教育部、県子どもと親のサポートセンター、県の特別支援教育課等、様々なところで、特別な支援を必要とする子供たちのことについて、相談できる体制が整ってきており、様々な角度からの相談に対して対応が可能になっている。また、早期からの教育相談については、幼稚園、認定こども園に特別支援アドバイザーを派遣したことにより、幼稚園、認定こども園の先生方が、早期からの相談、適切な支援が必要なことも認知が進み、幼稚園、認定こども園の支援体制の充実を図ることができた。

課題としては特別な支援を必要とする子供たちに関わる相談は、今後も増えることが予想される。また、相談者も様々な知識や情報を持った上で、相談してくるケースが増えてくると考えられるため、相談を受ける側が、常に専門性を高める努力をする必要があると考えている。

適切な就学の教育相談の充実については、幼稚園等の特別支援教育コーディネータ

一研修会や特別支援アドバイザーの派遣を通して個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用を推進していったため、作成率、活用率が伸びている。早期から一人一人の子供の将来を見据えて、どの場面でどんな支援が必要となるかを考えること、また、その子の将来を見据えた上で、今現時点で必要な支援を計画し、着実に実行していくことの重要性は理解されてきていることが、この増加傾向にあらわれていると考えている。

引き続きの課題としては、個別の教育支援計画、指導計画が効果的に活用できるように常に点検と見直しを行う必要がある。進級、進学時に確実に引き継ぎがなされ、活用されるようにしていく必要がある。

重点的な取組Ⅱ「連続性のある『多様な学びの場』と支援の充実」について報告する。地域で共に学び育つ教育の推進については、オリンピック、パラリンピックもあり、パラスポーツを通じた交流及び共同学習による障害者理解の促進が図られたと考えている。現在もパラスポーツにかなり積極的に取り組んでいる学校もあり、成果となって現れていると感じている。

課題としては、今後もより一層、パラスポーツを地域に浸透させ、共に地域でパラスポーツを楽しめるようにする必要があると考えている。

合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進については、合理的配慮の合意形成率、合意形成した内容の個別の教育支援計画への明記率とも90%を大きく超えており、インクルーシブ教育システム研修の実施や、合理的配慮事例集の作成、配付等の成果と考えられる。

課題としては、合理的配慮の適切さを高めるとともに、適切な配慮の確実な実施、確実にその配慮を引き継ぎしていくことである。

ICTを活用した教育の推進については、研究校を指定して、実践研究に取り組んだことにより、例えばWeb会議システムの活用を通して、学校と病院をつなぎ同時双方向型授業配信により、入院中であっても学習が継続できる仕組みを整えることができるなど、好事例があった。

課題としては、ICTの環境を整え、障害の状態に応じたICTを活用した効果的な授業実践例を積み上げていく必要があると考えている。

事務局

特別支援学校の計画的な整備について報告する。第2次整備計画で行った整備状況については、冊子84ページの表の通りである。特に令和元年度から3年度にかけて東葛の森特別支援学校の工事を継続し、この令和4年4月に無事開校した。校舎を新設しての開校は25年ぶりで、副知事、教育長を迎えて開校記念式典を行った。これらの学校の様子については、後半の第3次整備計画の7ページに対応した学校の写真を掲載している。

整備における今後の課題は、過密状況の著しい千葉・葛南地域、南房総地域の一部において、新たな特別支援学校の設置などの対応を引き続き計画的に進めていく必要がある。また、令和3年9月に特別支援学校設置基準が国から公布され、設置基準に適合するかどうか、各県立の特別支援学校の状況を把握して、対応を行うことが必要となってくる。こういったところが課題となっている。

障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備については、スクールバスの整備において、児童生徒の増加に合わせた座席数を確保するための、学校からの要望を踏まえ、スクールバスの増車を行った。

今後の課題としては、引き続き児童生徒の増加が考えられるため、学校からの要望に沿って座席数の確保を目指していく。長時間乗車等も考慮していく。また、医療的ケアの専用通学車両について、先進的な取組の情報を収集し、関係者の意見も聞

きながら、通学車両の運行の可能性を研究していくことが必要と捉えている。

事務局

特別支援学校が有する多様な教育機能の充実については、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒がより居住地に近い場所で、教育相談、あるいは指導・助言は受けられるようになってきている。今後もこれまでの機能をより充実させていくことが必要である。

事務局

重点取組Ⅳ「卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実」について報告する。

(1) キャリア教育と職業教育の充実での実績・成果である。まず職業指導委嘱講師雇用については、各分野で優れた知識や技能を持った方を各特別支援学校の講師として委嘱し、教師が必要な知識・技能を得ることができた。また、教員の企業実習については、関係機関と連携しながら、継続して取り組むことができた。課題としては、障害のある幼児児童生徒に対する、幼稚園、小・中学校、高等学校の連続性・系統性のあるキャリア教育、職業教育の内容や指導項目について、検討していく必要があるということが挙げられている。

(2) 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築の実績・成果については、企業と学校をつなぐセミナーが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策の影響で開催が減ったり中止になったりしたが、障害者雇用の推進に向けて続けていくということができた。課題としては、一人一人の障害の状態に応じた卒業後の生活や環境についての情報提供、当事者や保護者が安心して選択できる機会の保障、また、卒業後の定着に向けて、卒業後における関係機関との連携についての仕組みづくりと考えている。

(3) 障害のある人の雇用と、キャリアアップシステムの構築の実績・成果については、特別支援学校・高等部卒業生の就職希望者の就職率、平均95%以上、令和3年度については、97.9%となっている。課題については、雇用された人たちが安定して働き続けることができるように、労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築をさらに進めていく必要があると考えている。

(4) 障害者への学びの支援の実績・成果については、特別支援学校卒業後の生涯を通じての学びにつなげるために市川大野高等学園を研究校に指定し、広域同窓会連絡協議会を開催し、学習プログラムの開発や生涯学習講座の実施に向けて取り組んだ。課題としては学校で学んだことが、生涯学習に活かされている、活かされるようにしていく。そういう工夫をしていくことがさらに必要になってくると考えている。

(5) 障害者に対する理解の普及啓発の実績・成果については、パラスポーツの団体と協力をして、パラスポーツの実技指導者講習会を拠点となる学校で実施した。特別支援学校以外の受講者、また障害の有無に関わらず、パラスポーツということと一緒に取り組むということでの相互理解が深まった。今後の課題については、パラスポーツの普及等の取組を更に通して、「心のバリアフリー」の考えを深め、障害の理解促進を図るということが求められるということを課題として挙げている。

委員

(2)のセミナーの参加企業が減ったのは、新型コロナウイルス感染症対策の影響で参加できなくなったのか、企業自体の経済不況によるものなのか、現状を教えてほしい。また、(1)の課題にある、障害のある幼児児童生徒に対する、幼稚園、小・中学校、高等学校の連続性・系統性とあるが、特別支援学級のキャリア教育を指すのか。

事務局

(2)のセミナーの参加企業の件については、セミナーは地区ごとに開催している。新型コロナウイルス感染症対策の影響で開催の回数が減っているため、参加する企業数が少なくなっている。キャリア教育に関しては、特別支援学級だけでなく、特別

支援学校も含まれる。キャリア教育の充実は、学習指導要領においても触れられている。

委員
委員

キャリアアップシステムの嘱託職員が急激に増えたのは制度が変わったためか。令和元年までは教職員課が、県立学校における嘱託の技能員等の雇用で障害者雇用を行ってきた。令和2年度からは教育庁全体で障害者雇用を推進していこうとシステムが変わったためと思われる。

委員

企業と特別支援学校をつなぐ就労支援セミナーができたことで、学校側のスタンスとして、その生徒がある企業へ行きたいと言ったときに「自分で探してください。」ということはあるのか。

事務局

「実習先を自分で探してください。」という形ではない。学校で実習可能な候補の企業があって、その中から、学校の担当者が本人の希望を聞きながら実習先を決めるという形で進めている。

委員
事務局

学校から企業に、この生徒が就職希望と連絡が入るということか。

就労に関しては、企業の窓口となる学校、担当者が決まっていて、そこで集約し、窓口の担当者の方から企業に連絡が入るということになる。

委員

就労者はハローワークの方で、障害者就労で募集している企業を見つける。例えば、学生の場合、高校1年生の頃から、自分がイメージする企業で実習を行い、そして自分に合うか合わないかということ積み重ねていく。3年生になると就職したい企業、ある程度募集のある企業で実習を行い、自分に合うところはそのまま就職するし、合わない場合は別の企業で実習を行い、合うところを探していくという形になる。このような形でマッチングをしていく形になると思われる。いくつかの企業を選択しながら、自分に合う企業を見つけていくことになるだろう。

委員
事務局

特別支援学校高等部卒業生の就職率は一般就労になるか。

特別支援学校で就職を希望する生徒の就職率となる。

委員

就労継続A型B型ではなく、企業就労、公務員就労になるか。割合が97%と高くなっている。母数はどれぐらいの数になるか。

事務局

特別支援学校高等部本科の卒業生は、令和3年度は999人で、そのうち就職者は、366人となっている。高等部本科の卒業生の中の就職ということであると、就職率は36.6%となる。この97.9%は、高等部全体で就職を希望している人が、97%就職しているということになる。

委員

このデータを見ると割と希望している方が入っているという印象を受ける。数でいうと、福祉的就労をされる方が割と多いと思っている。おそらく、さらに詳細にすると障害種別によって、精神障害、発達障害の方の就職希望が多くなるだろう。再就職の方は、おそらく精神障害、発達障害の方達の希望している人そのものが少ないと思う。今後、今回の統計や資料を具体的に比べていくと、課題が出てくる形になると思う。

委員

最後に、重点的な取組「V特別支援教育に関する教員の専門性の向上」について事務局から報告をお願いする。

事務局

重点的な取組「V特別支援教育に関する教員の専門性の向上」について報告する。

(1)特別支援学校教諭免許状取得の一層の促進については、実績、成果を見ると、免許法認定講習等の優先的な受講、または公開講座等の情報提供により、毎年新たに特別支援学校教諭免許状を取得する教員は増えている。特に特別支援学校では、免許状の保有率、目標値の95%には届いていないが、全国平均を超えて、90%台を維持することができている。また、特別支援学級担任の免許状保有率については、必ずしも、小・中学校の特別支援学級が免許状を必要としていないが、その中で全国

の平均を超えるという人数を維持している。課題としては年々増えている特別な支援を要する児童生徒に対応できる資質能力を教員が身につけるよう、多くの教員が特別支援学校教諭の免許状取得の必要性を認識し、実際に免許状を取得することが必要であると考えている。

(2) 特別支援教育に関する研修の充実については、早期からの教育相談支援体制の一層の充実にも関係するが、平成 29 年度から幼稚園、幼保連携型認定こども園の教員を対象に、特別支援教育コーディネーター研修を実施し、令和 3 年度からは、私立の幼稚園にも門戸を広げている。また、研修自体は減ってはいるが、受講生のニーズに応じた、障害種ごとの具体的な実践を学ぶことができるように希望研修の充実を図っていく。課題としては、通常の学級でも特別な支援を必要としている子供たちが多いため、継続的にすべての教員が、特別支援教育に関わる専門性の向上を、図っていく必要があると考えている。

(3) 異校種間の計画的な人事交流の推進については、教諭及び管理職について計画的な人事交流を実施している。交流する教員の中で特別支援教育、小・中学校の教育に対するお互いの良さの理解が進んでいる。課題としては各学校において、交流で得た専門性を生かし、中核となる人材を育成していく必要があると考えている。

委員

第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画の重点項目及び具体的な取組内容について、協議する。まずは協議 1 について事務局から、重点項目について、説明をお願いする。

事務局

すべての取組についてご意見をいただくことは、時間の関係で難しいため、この 5 つの重点項目のうち、いくつか内容を絞って説明する。まずは医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援充実、それと ICT 利活用による教育の質の向上、この 2 点について、今年度から取組を始めている内容について説明する。また、先ほど第 2 次計画の課題から出た卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実について、ご協議いただきたいと考えている。

一つ目の重点項目である、「障害のある子供の学びと切れ目のない支援体制の充実」より、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実について説明する。医療的ケアは、令和 3 年 9 月、医療的ケア児支援法が施行された。この法律を受けて国、地方に対して学校設置者、それぞれが設置する学校に在籍する医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を負うということになった。特別支援学校では、在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対して、高度な医療的ケアに対応した安全確実な医療的ケアが実施できるように、教員及び医療的ケア看護職員研修の充実を進めていく。また、小中高等学校のすべての学校に在籍する医療的ケア児の受け入れに必要な支援体制の整備の支援も行っていくということを考えている。今年度から、医療的ケアを取り巻く様々な諸課題について関係者で協議して、課題解決に向けた検討、研究を行うために、医療的ケア課題検討会議を立ち上げた。今年度の主なテーマとして、医療的ケア児の通学支援の体制整備の検討、研究を進めている。医療的ケア児が安心安全に登校できるように、送迎に関わる保護者の負担軽減も踏まえて、医療的ケア児の通学支援の検討を進め、次年度以降、これを具体的に取り組めるように研究していきたいと考えている。次に、教員および医療的ケアの看護職員の専門性の維持・向上については、これまでの方法を見直しながら、今年度より規模を拡大し、特別支援学校に勤務するすべての看護師が研修を受けられるというような形にしている。また、医療的ケア児の理解促進及び医療的ケア実施体制の構築に関しては、特別支援学校と関係機関でこれまでも実施してきた医療的ケアの運営会議を、高等学校の職員を新たにメンバーに加えるといった

取組を進めている。また、小・中学校等への支援と、医療的ケア児の理解促進を目指して、各地域のネットワークを構築していくところから始めたいと考えている。県立安房特別支援学校を研究指定校として、医療的ケア児支援法を踏まえた、小・中学校等の受け入れに必要な体制整備の支援を、地域で行うことを考えている。関係機関との色々な連携の取り方について研究を進めている。この医療的ケアに関係する施策での通学支援については、ある程度試行していきたい。医療的ケアのお子さんで、登校時にスクールバスが利用できないお子さんがタクシー等で登校できるか、看護師が付き添うことで保護者の負担を減らすことができるかなど、いくつかの方法を考えている。次年度、学校をモデル校にするなど、実際に、通学の支援を試行する中で、課題やニーズを調査していきたいと考えている。このことについて次年度以降を進めていくにあたっての課題や方策などご協議いただければと考えている。

二つ目は、県立安房特別支援学校を研究指定校として、今回は南房総地区での医療的ケアの理解促進、体制整備の支援を行っていこうと考えているが、地域によっては、医療的ケア児の受け入れに対する理解、ニーズが違ってくると思う。次年度以降、この地域に限らず、各地域で地区別にネットワークを充実していくことを考えている。実際の地域の様子やニーズで、どのようなことが必要になるかなど、ご協議いただきたい。

三点目はICTの利活用による教育の質の向上。施策1では個別最適化した学びを実現するためのICT活用による指導の充実を掲げている。障害のある児童生徒も、障害に応じてICTを使いこなし、自分らしい生き方をしていくということが必要である。特別支援教育においても、ICTの利活用による教育の質の向上が求められている。「GIGAスクール構想」を踏まえて、個別最適化した学びを実現するICT活用による指導の充実を図っていくことが重要と考えている。ICT環境整備に関しては、特別支援学校における1人1台端末について、昨年度高等部生徒の8割の総数の端末を整備している。小学部、中学部の一人一台端末についても、今年度中に整備される。次の課題としてはタブレット等、ICTを活用した教育活動を全ての学校で実施していくため、すべての教員が高い意識を持って、日常的にこのICTを授業で使用していくこと。会議や研修等で今年度、実践例を伝えていくとともに、特別支援学校への指導訪問の機会にもICTの活用促進を勧めていく。また、ICT機器の活用に関して、県の研究指定校として2校を指定している。研究を充実させ、成果を他の学校に広げていきたいと考えている。ICTについては、49ページに2つの視点を示している。今後、特にこの視点1の部分、教科指導の効果を高めていく活用というのが、課題になるので、この点について、すでに先行して取り組んでいる小・中学校や高等学校での活用の様子、あと特別支援学校で推進していくために方策等ご協議いただければと考えている。

最後に、卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実について。系統的なキャリア教育に関しては、特別支援学校幼稚部や小学部段階からのキャリア教育について研究を進めている。生徒の卒業後の豊かな生活については、特に就労を目指している生徒だけではなくて障害の重い方に対しても、課題になってくると認識している。就労を目指す方については、定着に向けてということで、学校在学中に何ができるのか、学校在学中に身につけること、卒業後の関係機関とどうつなげたらいいかなど、取組を進める上でどのようなことが考えられるかご協議いただければと考えている。

委員

最初に医療的ケアの関係で、何点か説明のポイントがあったと思う。通学支援の関

係、看護職員の専門性の維持、向上の関係、実施体制の構築の関係、ネットワークの関係、小中高等学校を含めた、ネットワークの関係など、何点かあった。初めに事務局から通学支援を来年度から試行していきたいという説明があったが、具体的にどういう試行をされるのか説明をお願いしたい。

事務局

まだ決まっていないが、例えば登校時の支援では、医療的ケアを必要とするお子さんで、バスに乗れないお子さんがいるので、福祉タクシーの利用や利用するとき、訪問看護ステーションから、看護師の派遣等をお願いし、看護師と一緒に学校等に登校するというようなことを考えている。

委員

医療的ケアのあるお子さんが通学をする時に、スクールバスに乗っている子もいるが、バスに乗ることができないお子さんたちが割と多いと言われている。スクールバスに乗っているのは、運転手さんの他に介助員が1名、場合によっては介助員が2名だが、それぞれ1名というふうになっているのではないかと思う。その介助員が色々な障害があるお子さんたちも乗っているバスの中で、急ブレーキにより、頸椎を折ったり、気道が塞がったりし、そのことに誰も気が付かないで呼吸困難になって窒息をしてしまうというようなことがある。そういうお子さんについては、保護者に送迎をしていただくか、福祉タクシーを検討し、利用するためには、事前の申し込みをして予算も確保した上で行っていくのではないかと思う。保護者が利用する具体的なイメージだが、自宅まで福祉タクシーが迎えに来て、お子さんと保護者を乗せて福祉タクシーに乗せて学校まで送る。お子さんを先生たちに渡したら、保護者はそのタクシーに乗って自宅まで帰る。また、子供を迎える時に、自宅まで迎えに来て、学校まで迎えに行って、また自宅まで帰る。おそらくこういう形になるのではないか。この場合の問題点は、保護者が同行しなければならないということと、もう一つは保護者がお金を払う必要があること。例えば、安房地区を例にすると、自宅から安房特別支援学校に行くのに片道3,000円かかるとしたら、往復で6,000円それを一日に二往復となると、一日12,000円。それを一月二十日間やると、一月240,000円。この額が一月の事前支払いとなる。就学奨励費として戻ってくるのが、2学期となると、1学期は240,000円×3、4ヶ月分で、700,000円以上を事前払いする必要がある、戻ってくるのが9月か10月になる。こういうケースは、保護者にとっては大きな負担になる。保護者の同行とお金の2点が負担となる。この通学支援については具体的に、保護者の負担軽減をして、充実した学校生活を送ることができるようにするためには、どうしたらいいか、また、看護職員の件についても、ご意見をいただきたい。

委員

福祉の分野でも医療的ケアのある方の受け入れというのは、なかなか進んでいない現実がある。おそらく教育の方が進んでいると思う。福祉と教育の違いがあり、今でも学校ではしてもらえたが、福祉に来るとしてもらえないみたいなことがある。なかなか看護師等、専門的なケアをできるスタッフも福祉の方にはいないので、教育の方でより手厚い体制で教育を受けられるというのは非常にいいことである。ただ、卒業後の生活のギャップという部分を考えながらやっていく必要がある。地域の卒業後の医療的ケアの実態を踏まえながら、取組を進めていただきたい。

委員

地域の実態に踏まえて体制作りをして欲しいというご意見である。他は、いかがか。

委員

医療的ケアといっても人工呼吸器で常時管理が必要なお子さん、経鼻経管で注入あるいは医療投与を行うお子さんもいる。また、糖尿1型糖尿病等で、定期的な血糖測定やインスリンの注射が必要なお子さんもおおり、医療的ケアの対象は幅広い。お子さん一人一人のケースを考えていく場合に、単純に福祉タクシーやスクールバス

以外のものを考えるというやり方だけでなく、もう少し柔軟な通学支援について考えて行く必要がある。例えば、すでに通学支援で対応しているお子さんの事例を周知していただくと、色々な対策が学校としても、もう少し柔軟な対応ができるだろう。そういう所で私たちも協力していきたい。少し多様な医療的ケアの内容考えた通学支援について検討いただきたい。

また、医療的ケアの手技を学ぶための教員の基本研修が、今まで総合教育センターなどの会場を使って、各校限定2名とか、人数を限った中で研修をしていた。現在は、コロナ禍ということもあり、オンラインでの研修が可能になったことにより、学校においては複数の職員、要するに5名とか6名とか、多い人数が研修に参加することができた。多い人数が研修を受けたことにより、今後子供たちの校内で医療的ケアの実技研修に進める職員が多くなり、底辺が広がるという事につながった。今年度もオンラインで基本研修を開催しているので、複数参加でき、秋以降、医療的ケアの実技研修につなげる職員が増えた。また、今後他校に行っても基本研修を終了していれば、以降3年間は有効のため、すぐに医療的ケアを実技の方にいけるという体制が整った。そういう意味では、今回コロナ禍という思いもよらないことではあったが、逆に底辺を広げる上ではとても良い機会を作っていた。

委員

ただ今の意見について簡単に説明する。特別支援学校の教員は、医療的ケアについて、手技を行うことができる。小中高等学校の場合は、手技は行わないで、基本的に看護師さん等が行うという、一応、文科省の方針でそういう区分けになっている。その手技を行うために、基本研修を行った上で、個別のこの子についての実技研修を学校内で行い、個別の研修が終了された後にその子についての手技を行うことができるとういうことになっている。そこで、今後もオンライン研修を活用すれば、もっと多くの人たちが、基本研修を修了することができるので、今後もオンライン研修を活用して欲しいということである。それで土壌を広げていってほしいというご意見である。それともう一つは、医療的ケアについて通学支援ができる内容を周知することで、通学支援がある程度の範囲が広がるのではないかと、というご意見である。小中高等学校に通うお子さん達の問題もあるので、皆さんのご意見を伺いたい。

委員

通学支援に関して提案させていただいた背景は医療的ケア児支援法の施行が大きいです。つまり、医療的ケア児支援法の中は医療的ケア児のための法律であると同時に、その保護者の負担軽減をするための法律でもある。学校側としては保護者がこれまで通りに送迎し、その引き継ぎをしてもらえれば、非常に安心できる。しかし、その保護者が毎日負担を強いられることによって離職する、自分の時間が使えないということになってしまっているはいけないだろうといったことを基本にした法が施行されたということになる。そういったところでも対応が求められている。こういった保護者の負担を軽減するための通学支援はどういったものがあるだろうか、といったことについて検討されるということが1点。それから大事なのは、今、特別支援学校の対応等について話し合われているが、小中高等学校においても医療的ケア児を、各自治体が責務として受け入れることが法律で決められている。そのため、県立の特別支援学校だけではなくて小学校、中学校、高等学校においても、医療的ケアが必要な子供が入学をしてくることになれば、体制を整えなければならぬ。県立特別支援学校としてそのノウハウを活かして、いろいろと自治体を支援していくことはできるが、実際に構築していくのは、各市町村、自治体になってくる。そういった現状を踏まえて、現在の小中高等学校がどういう状況になっているかを教えていただくと非常にありがたい。

- 委員 袖ヶ浦市では今年度、小学校に医療的ケア児が入学した。来年度もその見込みがあり、来年度は医療的ケア児が2名となる。現在、入学進学を希望する保護者等と就学相談を行っている。袖ヶ浦市としても、今年度1名は看護師を配置しており、保護者の付き添いをできるだけ軽減するために、通学支援などをどうしていくかを考えている。それを踏まえたガイドラインの作成途中だが、ぜひとも特別支援学校の方で、そのヒントとなるものを今後一つの学校にも提供いただきたい。ただ、先程意見があったとおり、医療的ケア児イコール通学支援ということにはならないと思うので、その辺も含めて、このレベルでということも示唆していただければと思う。現在の段階で、通学支援を見込みとしている子供たちの人数のおおよそのデータはあるのか。
- 事務局 医療的ケア児でスクールバスに乗れないというのは通学途中に医療的ケアが必要なお子さんになる。実際に通学支援を使うかは別として、おおよそバスに乗れない、送迎が必要なお子さんでいうと県内の特別支援学校は約180人である。
- 委員 その約180人は今後の状況によって、通学支援の必要性を検討することになるのか。
- 事務局 今回は、最初からいきなり毎日通学ということではなく、負担軽減ということになる。現在、保護者の中には、仕事の都合がつかない日があると送迎できないため、学校を欠席するという事がある。まずニーズがどのくらいあるのかということも踏まえて、次年度試行しながら調査していきたいと考えている。
- 委員 今後は市町村の学校も、受益者負担といっても何らかの経済的な支援などをしなければいけない。またその辺に関しても、国の補助金等をご審議になるものがあれば教えていただきたい。
- 委員 中学校の県内全域の状況としては、小学校、中学校ともに特別支援学級が、毎年、多くなってきている。それに伴って、新しく特別支援学級を担当する職員が必要となるが、経験のある職員を配置していくのが難しいという現状がある。今回の議題と少しずれてしまうが、このような状況の中で、医療的ケア児を受け入れて、支援していくためには、大きなハードルがある。これについては法的にも定められているため、私たちの方も努力をしていかなければならないと思っているが、手探りではなかなかできないところがある。ぜひ、特別支援学校がそれぞれお持ちの知見をお借りして、我々の方も対応していかなければならないと考えている。また支援体制についても、県内の市町村、それぞれ規模がまちまちであるので、十分な財力、それから人材があるというような自治体もあれば、なかなかそれが難しいという自治体もある。そういった設置者の中にある学校については、やはり苦労するところがあるという部分は間違いない。
- 委員 高校でも医療的ケアを受けている生徒は、多分いないと思われる。肢体不自由で車椅子のおさんは全日制と定時制の学校に1人ずついるが、全日制の子は保護者の方が送迎し、定時制の子は施設のサービスを利用している。また次回までに調べておきたいと思う。
- 委員 要するに自分でできる場合は医療的ケアとは言わないので、自分でできる医療的ケアを必要とする子は含まれていないと思われる。ただ、看護師さん等にやってもらわなくてはならない医療的ケアのおさんは、県立高校に今のところ、在籍していないと理解しているが、今後、入ってくる可能性はある。先ほど事務局からあったように高等学校の方もガイドラインを作っている。医療的ケアを必要とするお子さんがいつ入ってきてもよい体制を整えてほしい。
- 委員 高等学校のガイドラインを作っていることだが、小・中学校には共有されて

いるのか。

事務局 例えば地域のネットワークが市町村や地域である場合、市町村や地域でも作成してもらえようように特別支援学校で作成しているガイドラインを参考にということで小・中学校の代表の方に紹介している。ホームページも共有し、参考にしてほしい。

委員 今後どの地域でもそういう可能性があり、今、市町村で作っている例えば特別支援学校のガイドラインが共有される、あるいは高等学校のガイドラインが共有されていると各市町村でガイドラインを準備することが可能となるだろう。

委員 特別支援学校は、今は看護師さんが診てくれる体制となったが、医療的ケア児を受け入れたときは、看護師さんがなかなか決まらないという状況であったため、何かあったときにすぐ対応できるように2年間、親が毎日学校に待機していた。今でも今年入学した医療ケア児のお母さんは毎日学校に待機している。そのため、医療的ケア児の子供を持つ親は働いていない。実際の問題として、学校への送迎があり、何かあったときに対応できるのが親という場合もあり、負担がすごく大きいと思う。実際、肢体不自由の学校のお母さんから聞くと、医療的ケア児が40人、50人もいる学校は、みんな朝連れてきて、また迎えにきて。学校では、送迎の際に大変なことになっている。スクールバスに看護師さんが乗ってもらわなくてはならないとか、突然何かあった時の対応など、いろいろあると思うが親の負担を考えると、看護師さんが必要だと思っている。また、修学旅行や宿泊する行事にも親がついていくということが今までもあった。シングルマザーの方で、他にお子さんの兄弟がいたら、もうどうしたらいいのかという話にもなる。看護師さんの配置もあるが、やめてしまう方が多い。看護師さんが継続して勤務を続けてもらえるような体制づくりも今後の課題としていただきたい。

委員 看護師さんがやめてしまうというような話、先程の看護職員の意識向上の問題、専門性の課題、看護職員の確保という問題と関わってくると思うが、その辺に対する対策はどうか。

事務局 看護師の研修は、充実をさせていきたい。また、看護師の確保については引き続き、改善に向けて取り組んでいきたい。

委員 都市部の賃金の安さがいろいろ言われていることもあると思うが、その賃金の向上について、話し合われたり、予算を請求されたりはしているのか。

委員 看護師の雇用の条件、賃金も含めれば、そこの部分を管轄しているのが、他の課になるため、当課からは言えない。ただ、雇用賃金を決めたときに、いろいろ調査をし、その当時調査して決めた当時は、決して安いわけではない。現在の賃金の設定については他の課からは聞いていない。

委員 看護師さんがなかなか決まらないという現状があり、保護者の中には諦めて自分がやらないといけな思っている方もいる。対応は大変だが、このように考えていくことが、まず一歩で、それが皆さんの支援につながると感じている。意見である。

委員 他に、ICTの利活用や卒業後の事についての意見はあるか。

委員 ICTの利活用は合理的配慮も関連してくるが、障害者支援において集団にいるということが難しい方やコミュニケーション面で場面緘黙という方に対しては非常にICTを使って学習できるというのはすごくメリットがある。在学中に、ICTを使うことで、生きやすさだったり学習のしやすさだったりを学び、生活場面で活かせるようになってほしい。さらに、学校を卒業した後、会社や福祉事業所などいろいろな所と連携して行く必要がある。その中で、ICTが便利なもの、それがある

と生きやすいものというふうになってほしい。

事務局 ICTを自分で使うだけではなくて自分で自分のものとしていろいろなことに対して、学習にも生活にも活用できるように、一人一人の利活用を目指していきたい。

委員 定着支援ということで、学校でやっておくべきこと、引き継ぐために大事なことは何なのかとかお話しいただきたい。

委員 特別支援学校の先生方と福祉または、障害者就業・生活支援センターの連携は、今、非常に良い方向になっていると思っている。教育サイドのネットワーク会議に福祉が参加したり、福祉が主催するネットワーク会議に学校が参加したりしている。生徒を真ん中にして先生と地域の関係機関が向き合って、その生徒の卒業後の進路を、在学中から話し合う機会が多く持てるようになってきている。これまではなかなか福祉の意見が届かなかった。福祉からすると、この生徒が今就職しても、仕事を続けることが難しい生徒も就職していたが、在学中にいろいろ先生方とやりとりすることによって、ミスマッチが減っているような気がする。また、どんな支援があれば、就労が定着するのかなということ事前に話し合うことができているので、このまま就労支援コーディネーター、進路指導主事の先生方を中心に福祉、あとは労働行政の関係機関とのネットワークを推進していけば良いと思っている。ただ1点だけ、心配なことは高等学校。特別支援学校だけではなく、普通高校に数多くの、障害のある生徒、もしくは障害が疑われた生徒が在籍していることと思う。その生徒たちをしっかりと特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを中心に連携していく体制というのがこれから必要と感じている。

委員 中学校の特別支援学級の卒業生がだいたい900人から950人くらい。そのうち、高等学校に入っているのは約400人くらいだと思う。その子たちが卒業をして、大学に進学する子もいるが、就労という段階で、そのあと継続して対応できるかできないか。あるいは辞めてしまって、貧困の連鎖が始まってしまう。それを防いでいくというところが、一番の課題であると思っている。その辺の相談というのは、障害者就業・生活支援センターや中核地域生活支援センターなど、そういうところで対応できているのか。高等学校で就労に関して相談する機関があるということなどを指導できるのか。その辺は中学校や高校でも、カリキュラムとして、対策がされているのか。

委員 十分ではないと思う。いわゆる理解しようとしている先生は、しっかりと知識を持って情報を得ている。しかし、全く知識も情報もない先生も数多くいる。このあたりが課題だと感じている。

委員 その辺については高等学校の方はどう思うか。

委員 センターの機能を知らない高校は、かなりあると思う。障害者就業・生活支援センターの存在も知らないということもあるだろう。高校の場合、商業、工業、農業と産業別で就職のスキルなどが引き継がれているため就職が多い。しかし、普通科は、進学・進路の指導はできるが、就職指導はなかなか難しい。学力が厳しく就職する子は多いが、進路指導の面では心配な点はある。農業高校などそういう面で相談があるが、普通科は多分弱い部分であると思う。

委員 高校の普通科は進学校から就職の子がほとんどの学校もある。就職が多い学校では、先生方がハローワークと相談をしながら対応している。地域の障害者就業・生活支援センターなどへの相談や事務所が派遣しているスクールアドバイザーの利用など、いろいろな機関とつながっていた。就職が決まっても、学校に必ず相談に来る。来たら、障害者就業・生活支援センターなどの専門的な相談機関を紹介する。そういうノウハウは、持ち始めている状況で、理解が高等学校でも進んでいると感じ

じている。障害者就業・生活支援センターの情報や就職の場合に困難だったらどうするか、在学中からいろいろな関係機関に入ってもらするなど、大分緩和して進んできている。引き続き、いろいろ関わっている人たちが、その困っている子がいた時に高校の中で、どういう支援、相談機関があるのかということをお伝えしていく、話し続けていく、そういうことが必要であると感じた。

委員

では事務局、追加説明として、障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実の通級関係、ICTの利活用と特別支援教育に関する教員の専門性の向上についてご説明をお願いします。

事務局

3点。まず、1点目が重点項目1 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実、主な施策4、高等学校における特別支援教育の充実について。高等学校における通級による指導は、平成30年度県内2校から始まり、現在10校で行われている。これからは、これら10校を拠点として、自校職員の特別支援教育に対する意識の向上を図るとともに、ぜひ、近隣の高等学校へその効果を波及させ、特別支援教育の充実を推進していければと考えている。具体的な取組4にあるように、通級による指導実施校の運営協議会を開催した。県としては、これからこの10校を拠点とした他校への巡回指導の実施も視野に入れながら、高等学校の特別支援教育の充実を図っていきたくと考えている。高等学校で支援の充実、特別支援教育を充実させる上において、必要な観点、有効な手立てについてご意見をいただきたい。

2点目。ICTの利活用にも関わってくるが、具体的な取組の5番、他の学校の教員による巡回指導やICTを活用した、遠隔教育を実施したりするなど、通級による指導の充実を図っているところ。本県は文部科学省の委託事業として取り組んでいる「ICTを活用した自立活動の効果的な指導のあり方の調査研究」がある。今年度を取りまとめの年となっており、実践報告パンフレットを今年度も作成し、各学校に配付しようと考えている。また、こちらの報告会の様子を、オンデマンド等で配信する予定としている。この調査研究は、今年度でひと区切りがつくわけだが、この好事例をできるだけ効果的に普及させるためには、どのような方策が必要かについてご意見いただきたい。

3点目。重点項目の5 特別支援教育に対する教員の専門性の向上について。県では、こちらについては喫緊の課題ととらえている。今後実現させていく取組として、専門性を担保・承認する特別支援教育マイスター制度の導入や特別支援教育を推進している学校に対する表彰制度の創設を考えている。これらをできるだけ効果的に進めるためには、どのような方策があるのか、ご検討いただきたい。

委員

1点確認する。巡回指導という意味は、相談という意味なのか、通級による指導の内容なのかどちらのことになるか。それは高校の先生が行うのか。

事務局

高校の先生が通級による指導を巡回で行うということである。

委員

通級を実施している10校以外は「高校における通級」という言葉自体が広まっていない。成功事例を紹介すると良い。特別支援学校の校長経験者に依頼して、自校の肢体不自由の子を見てもらった。その方は先生方に「介助につくと何を望んでいるか考えて、先回りして行ってしまう。そうではなく、この子が何をしたいのか、言えるようになることがゴール」と教えてくれた。それから先生方の考え方が変わり、対応が変わった。先生方の勉強にもなっていた。そんな成功事例を出すの良い。また、あまり専門の言葉が使われると、高校の先生方は特別なことをやらなければならないと感じてしまうかもしれない。巡回指導という言葉を使わずに、「障害などで困っている人がいたら見に行きますよ。」と、県立特別支援学校のセンター的機能を広げていった方が効果はあるのではないかと。

- 委員 通級による指導は小学校、中学校では広く知られている。巡回をするという意味も分かっている。高等学校では10校が拠点校となり、自校での通級の体制を整えている。実は他の高校からも相談は来ている。ここで高校の通級の対象になっているのは主に発達障害系のお子さんである。発達障害に限ってはいないが、ほとんどが発達障害のための自立活動を中心とした指導となっている。他の高校から要請がきているため、拠点校からの巡回指導という形を考えている。ただ、実際にその拠点となっている高校では巡回指導という形までの意識はないため、特別支援学校からセンター的機能として巡回指導を行ってほしいという声がある。しかし、特別支援学校のセンター的機能により高校に行く場合は、先生方への指導はできるが、子供に直接指導ができない。通級は巡回指導で直接この教員が子どもに指導できる。そこが全く違う。この理解がまだそこまで浸透していないというのが現実である。これをどのようにその拠点校となっている高校の先生方、高校、それから、その近隣に指導を求めている方たちのところに、巡回指導というような形で行っていくのが課題となっている。
- 委員 地区校長会や地区教頭会で宣伝していくと効果があるかもしれない。
- 委員 通級でできること、センター的機能とは一線を画すものであることなど、地区校長会で話をしてもらおう。おそらく高校で一番問題になるのが履修修得のところだろう。通級でやるとしたら、教育課程のどこの部分でやるのかなど、良い事例を伝えていく必要がある。発達障害のお子さんにこういう指導ができますということが分かればよい。また、通級は、その学校によってどこまでを通級の対象として考えるかが異なるだろう。
- 委員 兼務発令するということについてはどう考えるか。
- 事務局 もし巡回指導を実施するとなると兼務発令をして行うことになる。しかし、本校に一人いる職員が半分になるというようなマイナスのイメージにとられてしまうため、そこをどう払拭していくのが課題となる。教育課程で単位のことを気にしている学校が多く、きちんと説明し、好事例を伝えていく必要がある。
- 委員 いずれにしても、他校の生徒を直接指導するのであれば、高等学校であれば兼務発令をする必要があり、その辺については整理して、考えていく必要がある。では、オンラインの自立活動の関係、あるいは、専門性の向上で、マイスターや表彰制度の関係について、ご意見を願います。
- 委員 ICTについて。市立校校長会で他の校長先生方と話すと、特別支援教育が分からないと言われる方がまだまだいらっしゃる。学校の中にいろいろなものを入れていくためには管理職への研修というのは非常に意味がある。コーディネーターに対する研修の中だけでなく、これまで行ってきた悉皆研修の中の管理職研修の中で、その理論の他にICTの好事例の発表に力を入れると良い。
- 委員 そういう研修で好事例を発表することによって広がるということだが、このことについてご意見はいかがか。
- 委員 今、研究しているICTを活用した自立活動と通級の話が出てきている。要するに小・中学校で通級指導は行っており、その通級指導の中には、自分の学校でその子が違う学級に行き、学ぶ自校通級と、自立活動指導者と障害に応じた指導が必要な方は他の学校に行き、そこで指導を受けるという他校通級がある。最近、文部科学省から、他校通級といった形ではなくて、自校通級か、巡回の通級、つまり他の学校に行くのではなく、自分の学校で学ぶかその先生が来てくれる、そういった形の通級が望ましいという見解が出された。今までは他校通級として他の学校からある一定の時間、違う小学校、中学校に通っていた。その子達がわざわざ他の学校に通

わなくても、そのICTを使って、通級の中心となっている学校から、遠隔でその子のいる学校とつないで、実際にその通級の指導を行うという。それを今研究としてやっている。まさにこれから求められている、一つの形を作っているところもあると考えている。これを好事例ということで、非常に効果的であるというようなことをアピールしていきたい。そうすると保護者やその他校通級してくるお子さんのかなりの負担軽減になるし、非常に効果的である。その辺のところをPRしていく必要があると考えている。

委員 確認であるが、小学校の場合には、発信者は、特別支援学校の先生や通級指導の別の学校の通級の先生、いわゆる通級の先生が発信して、受信者は別の学校の小学校の児童と担任の先生であることが多い。別の先生がついていることもあるが、その子のことに関わっている先生がついている。基本的には小学校をベースにして考えるのか。

事務局 今年度は中学校にも広げ、昨年度小学校を卒業した生徒が中学校に行っているの
で、その中学校で引き続き、小学校の方で通級による指導を受けながら、そのノウハウを中学校でこれまでと違う形、例えば英語の授業で自立活動を取り入れた授業をやっていくというようなことを考えている。

委員 小学校の場合は、全教科一人の先生が行っているが、中学校の場合だと、授業時数のカウントが出てくる。その辺の時数整理、受け手側の先生の時数カウントをどのように考えているか。

事務局 指導自体は受け手側の小学校の先生が教科の指導を行っている状況になっている。
委員 先生方の負担が増えないようにとか、その時数の担当の中でやってくださいとか、先生方にとって負担にならないで、子供にも負担にならないでメリットがあるという部分を明確にされた形で説明された方が効果はあると思う。

事務局 ここからどんな効果があるか検証しなければならない部分であるが、今わかっている
委員 良い所というのを見せて行く必要があると思っている。

委員 もう一つ同じような観点で、マイスターとか表彰制度も、これはインセンティブになる。
事務局 マイスター表彰制度を受けることは、人事評価の対象になって、昇給に関連してくるのであれば、それは当然、プラスになるというのはある。

事務局 今は、そこまで考えていないというのが正直な所である。一つのアイデアとしてかなり
委員 大事なアイデアになる。

委員 小・中、高等学校はマイスター制度でやっているところがある。人事評価上のイン
委員 センティブについてはどのように扱っているか。

委員 特には学校自体では扱ってない。免許更新のときに扱っている。

事務局 この辺が先生方の意欲になれば効果的である。

委員 国の方で、その特別支援教育を教職10年までの間に、皆が複数年経験すべきという
意見も出ている。そうなると、教職員の入れ替わりがあると思う。認定するとき
委員 に、どういう人をマイスターとしてやっていくのか、その道一筋でやっている先生
事務局 や通常学級と行ったり来たりしている先生がいるため、その辺が難しくなると感じ
委員 ている。

委員 マイスター制度は非常に良い制度だと思う。評価に準じたものでできればと思う
委員 が、教育事務所との関係で地区割りが必要となってくる。小・中学校における特別
事務局 支援学校教員免許の取得率は40%未満。30%後半でずっと動いている。そこを考慮
委員 すると、マイスター制度は有効ではないかと思う。

委員 実際に、特別支援学級で一生懸命やっている先生方を応援する制度は大事だと思っ
委員 ているが、特別支援学級の担任に講師が非常に多い状況である。また、特別支援学

級の担当になっても2、3年で次に代わるという状況が多くある。しかし、短い時間でも、良い指導をしている先生がおり、そういう先生の実践を紹介したり、発表したりと地区で共有する場を設けるのは良かった。以前、特別支援教育課で県教委ニュースに特別支援学級の先生方のいい実践をしている人を各事務所から選出し、掲載していたことがあった。今でも、経験が少なくても良い指導をされている先生について事務所の方から聞くことがある。まず大きなマイスターという前に、小さい日々の実践を皆で共有すること、機会ができれば良いと思っている。

委員 資格や免許ではなく、適性があると思う。これは福祉も同じである。何をもって専門性というのか、このあたりをしっかりと考えたい。ただ知識だけのマイスターとならないように。

委員 マイスターとして表彰される先生がいる、この学校は特別支援教育を進めているという表彰がされることについて、どう思われるか。

委員 講師の先生でもすごく良い先生がいるが、すぐに異動してしまう。看護師も同様である。色々な先生がいるので難しい。

委員 それは特別支援学級に限らず、全ての職場が当てはまる。マイスターの制度は一つの、きっかけというか特別支援教育の推進ということでは使えるのは有効だと思う。

委員 免許がどうかマイスターがどうか親にしたらあまり関係なく、毎日見てもらっている先生達には本当に感謝しかない。普通の学校の子でもやっぱり指導の難しい子が今は多いと思うので、やっぱりそういう知識を持った先生は増えてほしいと思う。子供のために良い方向に進めてほしい。

委員 色々な先生がいる中で、逆に考えれば、この制度があれば、もう少し力量を高めて欲しいという先生が、そちらに向かって頑張れるという考え方もできると思う。その一定の基準というところが難しいと思っており、普段の日常実践がすばらしいなど、やはり子供との関係、コミュニケーションがすばらしいとか、いろいろ基準はあると思う。単位取得というところになると、少し厳しいと思う。そこで、学習指導課の「達人」と似たような基準で、特別支援教育という領域においての達人、マイスターと呼ぶというように定めていくほうが良いと思う。

委員 これで、議題の協議については終了する。進行を事務局と交代する。

8 事務連絡等

(1) 第3次千葉県特別支援学校整備計画について（報告）

最後に第3次特別支援学校整備計画について説明する。この第三次計画を作った背景、経緯については、二つの要素がある。一つ目は県立特別支援学校における過密状況が依然として続いており、改善が求められていること。二つ目は特別支援学校の設置基準が令和3年9月に公布されたことが挙げられる。今の二つの要素について対応していく。過密化状況への改善の対応については、十年間の計画とした前期計画では、この取り組みのIを優先していく。具体的には21ページの表3にある対応予定の地域、対象校を掲げ、対応を進めていく。この研究推進会議の場では、その後の工事の進捗や状況を伝えていく。今後の報告事項の中で説明させていただくことになる。

(2) その他

9 閉会